

氏名	カク 郭	エイ 永	コウ 興
学位(専攻分野)	博 士 (経 済 学)		
学位記番号	経 博 第 213 号		
学位授与の日付	平成 17 年 3 月 23 日		
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 1 項該当		
研究科・専攻	経済学研究科現代経済学専攻		
学位論文題目	中国における台湾と日本の直接投資の比較研究 ——制度と組織の経済分析		

論文調査委員 (主査) 教授 山本裕美 教授 上原一慶 助教授 北野尚宏

### 論 文 内 容 の 要 旨

本論文の課題は、中国広東省珠江デルタ地域で広く行なわれている「来料加工」と呼ばれる加工貿易方式における台湾企業と日本企業の経済行動の相違を新制度派経済学の枠組みの下に Bhagwati の DUP (直接非生産的収益追求) 活動理論を援用して実証分析することにある。

本論文は全 7 章から構成されている。

第 1 章では、1978年に中国が「改革・開放」政策を開始した後、外資企業が中国に進出した過程を 5 段階に時期区分して分析している。そして台湾と日本の対中直接投資の展開過程を分析している。

第 2 章では、まず新制度派経済学における主な概念と理論、すなわち制度、組織、所有権、取引費用、契約理論とエージェンシー理論を説明している。North によれば、制度は社会におけるゲームのルールであり、組織は制度におけるプレイヤーである。そして、制度と組織との相互作用が存在する。この相互作用の中身を説明する試みとしては、所有権の確立や変化、取引費用の節約、新しい契約の形態の形成、エージェンシー関係によるモラル・ハザード等色々な理論が存在する。

以上の新制度派経済学概念を使って、華南地域の加工貿易と外資企業を分析している。その分析の枠組は、華南地域における加工貿易を制度と見なす一方、台湾企業と日本企業を制度内の組織として規定している。華南地域の加工貿易という特別な制度が形成された理由としては、華南地域に特別に存在する人的資源の豊かさと香港の近隣性という特徴を挙げている。

第 3 章では、日本の中小企業の華南地域へ進出した背景を分析する一方、進出を支援した協力機関である深圳テクノセンターを分析している。

日本の中小企業にとって、テクノセンターに入居する最大の利点は、対中進出に伴うさまざまな予測不可能なリスクが、推計可能な生産コストとなることである。例えば、中小企業にとって、中国の地方政府や税関との交渉費用は、予測できないが、テクノセンターに入居する場合には推計可能な管理費になる。つまり、テクノセンターという組織によって、華南地域における「来料加工」を行う日本の中小企業は、「来料加工」に伴う取引費用（例えば、通関業務を円滑化させるための様々な費用）を推計可能な範囲まで引き下げることに成功したのである。

第 4 章では、中国、特に華南地域における台湾企業のリスクを企業に特有のリスクと台湾商人の個人的リスクに分けて分析している。前者は中国と台湾の緊張関係から生じる政治リスクである。中国における台湾商人の経済活動のハイリスクの実態とそのハイリスクの原因の分析を試みている。そして、中国の外資企業が直面する共通のリスクと、台湾企業に特有なリスクを区別し、台湾商人特有のハイリスクの理由を明らかにしている。

更には「見栄っ張り」と愛人問題、「中国に潜伏している台湾黒社会」、「軍隊式管理と労使関係」及び「立地問題」の 4 つが台湾商人のハイリスクの原因であることを明らかにしている。ここで、注意すべきことは、中国における台湾企業の成功と台湾商人のハイリスクは表裏一体の関係にあるという事実である。

第 5 章では、Bhagwati 及び Bhagwati=Srinivasan の DUP 活動理論に基づいて中国における台湾商人の様々な活動を検

討している。そして台湾商人と中国税関当局との関係を解明している。

Bhagwati の DUP 活動理論では、活動の種類が違法的なもの合法的なものに分かれる。本論文でも、この分類を使用し、台湾商人の様々な活動を分析している。台湾商人の主な違法の DUP 活動は、中国の国内外価格差を背景として、商品を密輸入することと輸入した原材料を国内市場に転売することである。他方、台湾商人の主な合法的な DUP 活動は、複雑な加工貿易事情と地方税関の税収ノルマを背景として、台商協会を中心に行う加工貿易を円滑化するロビー活動である。

彼等の理論には、合法的な DUP 活動は関税の徴収や撤廃を求めるロビー活動、あるいは関税による利益を追求する活動に指す。ところが、関税の徴収や撤廃を求めるロビー活動は政治的レベルの活動であり、台湾商人は参入できない。つまり、台湾商人の合法的な DUP 活動は Bhagwati=Srinivasan の理論の範囲を超える新たな種類の DUP 活動とも言えよう。

第 6 章では、加工貿易制度における組織の観点から日本企業と台湾企業の比較を考察している。この比較は加工貿易において取引費用を節約するために日本企業と台湾企業が如何に対応しているかに焦点を当てている。

加工貿易制度において、色々な取引費用が存在しているが、外資企業にとっては、税関との交渉による取引費用が最大のものである。この取引費用の発生源は、加工貿易における情報の非対称性問題にある。それは、税関は加工貿易業者が密輸を行うかどうか分からないことと、加工貿易業者が「査廠」された場合、税関の行動に関する情報が獲得できないことにある。

日本の中小企業はテクノセンターのような組織を利用し、巧妙に取引費用を節約している。テクノセンターのような税関代行専門機関は、自ら生産活動を行わないので、原材料や製品を中国国内市場に転売する機会がない。従って、テクノセンターは、情報の非対称性問題を改善したことによって、日本の中小企業は税関の「査廠」を免れている。

一方、台湾式の台商協会は、加工貿易制度における情報の非対称性という問題を改善することできない。台商協会が出来るのは、せいぜい台湾企業が税関に「査廠」された場合、「査廠」による被害を抑えることである。台湾企業は日本企業のように上手に取引費用を節約することが出来ないために、2000年以降台湾の対中投資の重心が華南地域から華東地域へ移転しているという「北移」現象が発生しているのである。

第 7 章では、中国における海外直接投資に対する新しいアプローチを提案している。このアプローチは輸出志向の中国企業のみならず中国国内市場志向の外資企業にも適用できることを説明している。

## 論文審査の結果の要旨

この論文の評価できる点は以下の 5 点である。

第 1 に、本論文を執筆するために香港及び広東省において日系企業、台湾企業、地場企業を訪問調査していることである。それと同時にこの香港、広東省における企業調査を行なう前に台湾に帰り、特に広東省の東莞市に進出している台湾企業を十分に調査しており、更には東莞市の工場の訪問調査の許可を得ていることである。なぜなら一般的に中国における台湾企業を訪問調査することは実態としては非常に困難であるからである。

第 2 に、現地企業調査のみならず東莞台商協会を訪問して資料を収集していることである。更には葉宏燈台商協会前会長（現東莞台商子弟学校董事長）を訪問して台商協会の設立の背景、現状及び将来展望を聴取するとともに現地における台湾商人のハイリスク問題について詳細に聴取した結果から台商協会の中国政府に対する活動を DUP 活動と規定する着想を得たことである。そして台湾商人のハイリスク問題については台湾の行政院大陸委員会、海峡交流基金会の資料を出来るだけ多く収集し分析していることである。

第 3 に、日本の中小企業の対中進出を支援している深圳テクノセンターを訪問して星井清総経理に会見したテクノセンターについての事情聴取を行っていることである。更にはテクノセンターの日系中小企業を訪問して生産の現場を見ると同時にテクノセンターとの関係についても事情聴取していることである。これらの調査の結果からテクノセンターがテナント企業のために地方政府や税関に対する会社のいわば総務関係と言うべき仕事の一切を請け負っていることを明確に分析している。このテクノセンターの設立は1992年であり、台商協会の設立は1993年であり、双方共に中小企業の中国進出を支援している組織であるが、日本企業も台湾企業もともに進出の際の取引費用を節約する目的をもっていることを明らかにしていることは興味深い点である。このテクノセンターと台商協会の行動の差違が台湾企業への DUP 活動理論の適用可能性のヒン

トとなっていることは興味深い。

第4に、新制度派経済学を加工貿易の分析の枠組みとして援用していることである。この新制度派経済学を援用して加工貿易制度に対する台湾企業と日本企業の対応を取引費用の観点から分析している。すなわち、市場経済化が進行している中国市場における加工貿易方式を制度と規定する一方、地方政府・税関、企業を組織と規定してこれら両者の相互作用を分析している。

第5に、台湾企業と税関当局との交渉を分析するに当たって Bhagwati, Bhagwati=Srinivasan の DUP 活動理論を援用していることは先行研究には見られない独創的な点である。DUP 理論そのものは Kruger によって創出されたが、Bhagwati 及び Srinivasan は Kruger の理論の一般化を図っている。台湾商人の合法的な DUP 活動は、関税の徴収や撤廃を求めるロビー活動を意味している。このようなロビー活動は政治活動であり、台湾商人は参加出来ない。この事実、台湾商人の DUP 活動は Bhagwati=Srinivasan の理論による分類にはない新しい類型の DUP 活動であり、彼等の DUP 理論の限界を示唆している。

本論文は、先行研究にはない新制度派経済学の取引費用の概念や Bhagwati=Srinivasan の DUP 理論を援用して広東省における加工貿易制度下における台湾企業と日本企業の経済行動を比較考究している点は評価出来るが、同時に以下のようにいくつかの問題点を指摘せざるを得ない。

まず、現地調査によって加工貿易制度下の台湾企業と日本企業の実態分析を行なっているが、台湾企業の情報は材料も豊富で詳細であるのに比較して日本企業の情報が詳細でない。もちろん既存の公刊された論文、専門書による情報は十分に活用されていると思われるが、この情報の格差は現地調査が1回に過ぎないことによるものと思われる。

第2に、テクノセンターの調査も1回の調査によるものであり、既存の資料を網羅しているとはいえ、テクノセンター自身も生産活動を行なっており、当然テクノセンターの DUP 活動も存在しているはずであり、その分析が不十分である。またこの深圳テクノセンターは珠海や大連にテクノセンターの設立に際して協力しているが、これら他地域のテクノセンターの比較検討も必要であろう。

第3に、新制度派経済学によって加工貿易制度下の台湾企業と日本企業の行動の差違を説明することを狙っているが、上述の DUP 活動理論の援用ほど成功していないのではないと思われる。これは基本的には勿論取引費用自体に関わる計測可能性によるものであるが、更なる分析が望まれる。

しかしながら、これらの問題点は筆者自身の今後の課題であり、これによって本論文によってなされた貢献をいささかもそこなうものではない。よって、本論文は博士（経済学）の学位論文として価値あるものと認めた。なお、平成17年2月10日、論文内容とそれに関連した試問を行なった結果、合格と認めた。